

## 【配慮措置について】

### （ハ） 配慮措置とは何か。対象者は誰か。

配慮措置の対象は、窓口負担が2割となった方です。

急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにするため、2割負担に該当する方を対象に、窓口負担の見直しによる影響が大きい外来の受診につき、施行後3年間、一か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう措置を講ずるものです。

外来受診分のみ措置の対象となります。

### （ヒ） 配慮措置を受けるために何か手続きが必要なのか。

既に高額療養費の口座登録をされている方は不要です。登録済みの口座へ、自動的に払い戻しされます。

配慮措置の対象者のうち、まだ口座登録をされていない方につきましては、令和4年10月頃に山口県後期高齢者医療広域連合から申請書（後期高齢者医療高額療養費支給申請書）が送られてきますので、案内に沿って手続きを行ってください。

※配慮措置の口座登録は、高額療養費の枠組みで扱うため、現行の高額療養費と同様の対応となります。

### 【ご注意ください！】

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。書類は必ず郵送します。

### （フ） 今回の見直しによって、高額療養費についての手続きは変わるのか。

変更はありません。

### （ヘ） 配慮措置を受けられるのは具体的にはどういったケースで、配慮措置により、どういった効果があるのか。「配慮措置により3,000円」などと聞いたことがあるが、窓口で3,000円しか払わなくてよいということか。

1割負担のときに窓口での自己負担額が5,000円だった人⇒2割負担になると自己負担額が5,000円増加（2倍）して10,000円になります。

そのような場合、配慮措置が適用されて5,000円（今までの支払額）+3,000円（負担増上限額）の8,000円が自己負担額となります。

負担増加額が最大で3,000円ということですので、2割負担での支払金額と1割負担での支払金額の差額が3,000円以下であれば、2割分の医療費をお支払いいただきます。（軽減措置は適用されない）

### （ホ） 配慮措置はどのように適用されるのか。医療機関の窓口での負担が減るのか、払い戻しになるのか。

同月内の同一医療機関での受診であれば、医療機関の窓口で配慮措置が適用され、窓口にて支払金額の増加が3,000円に収まるように調整されます。

同月内に複数の医療機関を受診した場合は、山口県後期高齢者医療広域連合が調整を行い、高額療養費が発生した場合は、登録していただいた口座へ自動で振り込みを行います。事前に「振込先口座」「振込金額」「振込日」が記載された支給決定通知書が郵便で届くため、内容の確認をお願いします。

### ★軽減措置が適用される場合の、高額療養費の計算例★

1割負担の時にA病院で8,000円、B病院で8,000円の自己負担があった場合

2割負担になると、A病院で11,000円（8,000円+負担増上限額3,000円）

B病院で11,000円（8,000円+負担増上限額3,000円）

⇒支払った合計金額22,000円－自己負担上限額（一般の限度額）18,000円＝4,000円 が高額療養費として後日、支給されます

※限度額については、軽減措置適用の上限額（8,000円+8,000円+3,000円＝19,000円）と、高額療養費制度の自己負担上限額（18,000円）のうち、低いほう（18,000円）を適用。

### （マ） 複数の医療機関を受診している場合でも配慮措置を受けられるのか。

複数の医療機関を受診している場合でも、配慮措置の対象となります。

(ミ) 配慮措置は入院医療費にも適用されるのか。なぜ入院医療費には配慮措置が適用されないのか。

配慮措置は外来医療費にのみ適用されます。

入院患者については、元々高額療養費によって自己負担額が抑えられている方がほとんどで、2割負担になっても影響が少ないため配慮措置はありません。